

水道料金改定のお知らせ

令和8年4月1日より水道料金を12.2%値上げします。

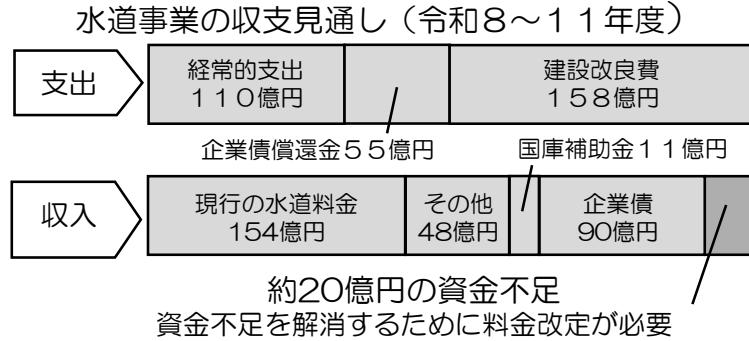
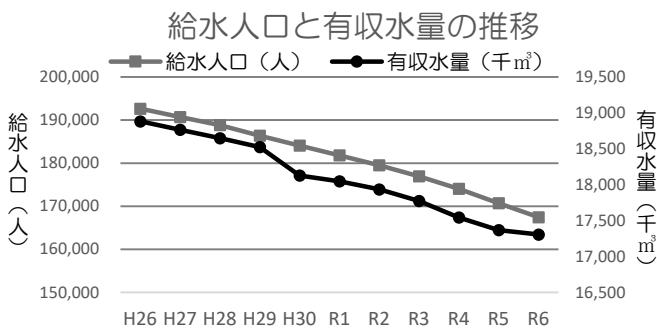
下水道使用料の改定はありません。

上下水道事業は皆様の上下水道料金により支えられています

水道事業では水道水の安定供給のため施設や管路の整備・維持管理に取り組んでいますが、人口減少等による水道使用量の減少や施設の更新に必要な資材等の価格高騰等により、厳しい経営状況にあります。このたび、これらの課題に対し、水道事業に係る経営の健全化を図るとともに持続可能な水道事業を構築するため料金改定を行うこととしました。

水道料金改定が必要な理由

水道事業は、水を使用した方にご負担いただいている水道料金によって賄われています。しかし、近年の人口減少等により水道使用量が減り、料金収入の減少傾向が続いています。このまま料金改定をしない場合、2029（令和11）年度末には約20億円の資金不足が生じる見込みです。



水道料金改定の内容

1 水道料金を12.2%値上げ

2029（令和11）年度末までの資金不足を賄うため2026（令和8）年4月1日使用分からの水道料金について12.2%値上げすることとしました。

1か月あたりの家事用水道料金の現行料金と改定後の比較（税込 単位：円）

使用水量	5m³	10m³	15m³	20m³	25m³	30m³
現行料金	1,466	1,929	2,991	4,052	5,114	6,176
新料金	1,645	2,164	3,356	4,547	5,738	6,929
値上げ	179	235	365	495	624	753

2 負担軽減のため改定率を抑制

2029（令和11）年度末までに見込まれている約20億円の資金不足をすべて水道料金の改定で賄う場合、12.8%の改定が必要になります。改定率を抑制するため一般会計から9,750万円の出資を行うことで改定率を0.6%圧縮し12.2%としました。

3 下水道使用料の改定は行いません

下水道事業では2031（令和13）年度には資金不足が生じる見通しであり、将来の経営は楽観できる状況はないものの、物価高騰など厳しい社会・経済状況を考慮し、下水道使用料の改定は行わないこととしました。

料金表と使用水量ごとの比較表は裏面をご覧ください。

令和8年4月1日以降の水道料金表

現行 水道料金 (1か月分 税込)

用途別	メーターの口径	基本料金 (1か月につき)		従量料金 (1m³につき)
		基本水量	料金	
家事用	-	-	1,402円	8m³まで12.87円
				9m³から212.33円
業務用	13mm	8m³まで	1,701円	基本水量を超える分 302.98円
	20mm		2,255円	
	25mm		3,405円	
	40mm		9,517円	
	50mm		22,820円	
	75mm		38,088円	
	100mm		59,045円	
	150mm		121,411円	
	200mm		171,680円	
	浴場用		2,428円	
臨時用	-	80m³まで	1m³につき568.21円	基本水量を超える分 40.75円

新 水道料金 (1か月分 税込)

用途別	メーターの口径	基本料金 (1か月につき)		従量料金 (1m³につき)
		基本水量	料金	
家事用	-	-	1,573円	8m³まで14.44円
				9m³から238.23円
業務用	13mm	8m³まで	1,909円	基本水量を超える分 339.94円
	20mm		2,530円	
	25mm		3,820円	
	40mm		10,678円	
	50mm		25,604円	
	75mm		42,735円	
	100mm		66,248円	
	150mm		136,223円	
	200mm		192,625円	
	浴場用		2,724円	
臨時用	-	80m³まで	1m³につき637.53円	基本水量を超える分 45.72円

家事用水道料金比較表

※業務用・浴場用の水道料金比較表は市ホームページをご覧ください

1か月の使用水量30m³まで (税込み 単位:円)

水量 m³	現行料金	新料金	値上げ
1	1,414	1,587	173
2	1,427	1,601	174
3	1,440	1,616	176
4	1,453	1,630	177
5	1,466	1,645	179
6	1,479	1,659	180
7	1,492	1,674	182
8	1,504	1,688	184
9	1,717	1,926	209
10	1,929	2,164	235
11	2,141	2,403	262
12	2,354	2,641	287
13	2,566	2,879	313
14	2,778	3,117	339
15	2,991	3,356	365

水量 m³	現行料金	新料金	値上げ
16	3,203	3,594	391
17	3,415	3,832	417
18	3,628	4,070	442
19	3,840	4,309	469
20	4,052	4,547	495
21	4,265	4,785	520
22	4,477	5,023	546
23	4,689	5,261	572
24	4,902	5,500	598
25	5,114	5,738	624
26	5,326	5,976	650
27	5,539	6,214	675
28	5,751	6,453	702
29	5,963	6,691	728
30	6,176	6,929	753

2か月の使用水量30m³まで (税込み 単位:円)

水量 m³	現行料金	新料金	値上げ
1	2,816	3,160	344
2	2,829	3,174	345
3	2,842	3,189	347
4	2,855	3,203	348
5	2,868	3,218	350
6	2,881	3,232	351
7	2,894	3,247	353
8	2,906	3,261	355
9	2,919	3,275	356
10	2,932	3,290	358
11	2,945	3,304	359
12	2,958	3,319	361
13	2,971	3,333	362
14	2,984	3,348	364
15	2,997	3,362	365

水量 m³	現行料金	新料金	値上げ
16	3,009	3,377	368
17	3,222	3,615	393
18	3,434	3,853	419
19	3,646	4,091	445
20	3,859	4,329	470
21	4,071	4,568	497
22	4,283	4,806	523
23	4,496	5,044	548
24	4,708	5,282	574
25	4,920	5,521	601
26	5,133	5,759	626
27	5,345	5,997	652
28	5,557	6,235	678
29	5,770	6,474	704
30	5,982	6,712	730

上下水道事業は主に皆様の上下水道料金により支えられています。市民生活に欠かせない上下水道を将来にわたって維持していくために皆様にはご負担をお願いすることになりますが、引き続き上下水道事業へのご理解とご協力をお願いします。

令和8年2月及び3月検針分の水道基本料金を免除します。

※釧路町内で水道をご使用の方は減免対象外となります。

さまざまな物価が高騰し、影響を受けている生活者や事業者に対する支援事業として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、家事用及び事業用（公共機関等を除く）の令和8年2月及び3月検針分の水道基本料金を免除します。なお、申請手続き等は必要ありません。

【お問い合わせ先】

上下水道料金について▶

○上下水道料金お客様サービスセンター TEL 0154-43-2161
受付時間 午前8時30分～午後5時20分(日曜日・祝日を除く)

水道基本料金免除について▶

○釧路市内で水道をご使用の方は
○釧路市上下水道部総務課総務係 TEL 0154-43-2164
受付時間 午前8時50分～午後5時20分(土曜日・日曜日・祝日を除く)
○釧路町役場水道課業務係 TEL 0154-62-2190
受付時間 午前8時45分～午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く)